

くろまぐろ型TACに関する島根県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年6月30日 公表
一部改正平成29年9月5日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、主に、ひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲されている。
- 2 本県における同資源の漁獲量は、平成19年から平成28年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動が大きい。
- 3 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第3管理期間に係るくろまぐろ型TACに関する基本計画(試行)(以下、「国基本計画(試行)」という。)により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- 4 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見が必要であり、これらの蓄積・進展を図るため、本県水産技術センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 6 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について島根県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	67.72トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	国基本計画(試行)第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※1小型魚について、全国における漁獲量が国基本計画(試行)第3で定める小型魚の漁獲可能量3,423.5トンを超えたときには、本県に定める小型魚の数量

が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

定めなし。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講じる。

1 ひき縄漁業、一本釣漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く)

(1) 常時

- ・ 2キログラム未満の個体の放流に努める。

2 ひき縄漁業、一本釣漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするもの)

(1) 常時

- ・ 種苗にならない個体の放流に取り組む。

3 定置漁業

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の個体の放流に努める。

(2) 知事管理数量の7割到達時

- ・ 網起こし回数の抑制に努める。
- ・ 2キログラム未満の個体の放流に取り組む。

(3) 知事管理数量の8割到達時

- ・ 網起こし回数の抑制に努める。
- ・ 5キログラム未満の個体の放流に取り組む。

- (4) (2)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、実施状況を把握する。

4 その他の漁業

(1) 常時

- ・ 小型魚の目的操業を行わないこととし、混獲した場合は、30 キログラム未満の個体の放流に取り組む。

5 漁獲量の報告については、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置漁業、その他の漁業(混獲等)別に漁業協同組合を通じて(漁業協同組合に属していない漁業者については直接)取りまとめ、毎月の漁獲量を翌月末日までに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末日までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて

報告頻度を増やすこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行う。この報告を求めた場合には、必要に応じて、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

- 6 知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導を行う。
- 7 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。
 - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 第3管理期間の知事管理量は、第2管理期間に知事管理量を超過したことから、次のとおり差し引かれることとなった。

第3管理期間の当初知事管理量(差引き前)	73.00トン
第3管理期間の当初知事管理量からの差引き数量	5.28トン
第3管理期間の知事管理量(差引き後)	67.72トン
第2管理期間超過量の差引き分割年数	17年

- 2 第3管理期間の知事管理量(差引き後)に余剰が生じた場合には、第2管理期間超過量の差し引きに充当する場合がある。
- 3 第2及び第3に示した知事管理数量が積み上がった場合の報告頻度は、原則、次のとおりとする。ただし、漁獲状況に応じて、報告頻度を変更する場合がある。
 - (1) 知事管理量の7割到達時
概ね10日ごとに報告する。
 - (2) 知事管理量の8割到達時
概ね5日ごとに報告する。ただし、漁獲の積み上がりが急激な場合は、報告期間の短縮を求める。